

議案第48号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町下水道事業に係る下水道使用料の改定に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

単位（1使用月）

区分	基本使用料	従量使用料	
		排出量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般用	410円	10立方メートルまで	71円
		10立方メートルを超え50立方メートルまで	94円
		50立方メートルを超え200立方メートルまで	155円
		200立方メートルを超え500立方メートルまで	181円
		500立方メートルを超え	218円
		るもの	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の排出量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日以後における最初の検針により確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新				旧				
別表（第18条関係）				別表（第18条関係）				
単位（1使用月）				単位（1使用月）				
区分	基本使用料	従量使用料		区分	基本額		超過額	
		排出量	使用料 (1立方メートルにつき)		排出量	金額	排出量	金額 (1立方メートルにつき)
一般 用	410円	10立方メートルまで	71円	一般 用	10立方メートルまで	714円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	104円
		10立方メートルを超え50立方メートルまで	94円				20立方メートルを超え30立方メートルまで	119円
		50立方メートルを超え200立方メートルまで	155円				30立方メートルを超え50立方メートルまで	128円
		200立方メートルを超え500立方メートルまで	181円				50立方メートルを超え100立方メートルまで	133円
		500立方メートルを超えるもの	218円				100立方メートルを超え500立方メートルまで	152円
							500立方メートルを超えるもの	190円

改正要旨

1 改正の目的

下水道事業の健全な経営と、下水道施設の適正な維持管理を図るとともに、利用者間の公平を図るため、下水道使用料の見直しを行います。

2 改正の概要

(1) 基本使用料に含まれる基本水量の廃止

基本水量未満の利用者が同一料金で割高となり、不公平感が出ることから、基本水量を廃止し、基本使用料と使用水量に応じた従量使用料に分離し、利用者間の公平を図ります。なお、基本使用料の額を決定するにあたっては、需要家費と固定費の一部を基本使用料に賦課することとします。

※需要家費とは、使用料徴収関係の費用等、利用者が居ることによって発生する費用を言います。

※固定費とは、人件費、減価償却費等の下水道の事業運営、施設維持のために固定的に必要な費用を言います。

(2) 水量区分、使用料単価の見直し

基本水量の廃止に伴い、基本使用料に含まれていた10m³までの従量使用料を新たに設定するとともに、一般家庭の使用が想定される水量区分の統合と、工場等の排出量の多い区分の見直しを行ったうえ、水量区分毎の使用料単価の改定を行います。

3 2か月使用料の比較（税抜）

水量（m ³ ）		5	10	20	30	40	50
使用料 （円）	現 行	1,428	1,428	1,428	2,468	3,508	4,698
	改定後	1,175 (-253)	1,530 (+102)	2,240 (+812)	3,180 (+712)	4,120 (+612)	5,060 (+362)

4 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

ただし、施行日前から継続して使用する場合は令和5年7月検針分から適用されることとなります。